

第2期「放送の価値向上・未来像に関する民放連の施策」について

I. 第2期の検討にあたって

1. 2020～21年度の社会情勢の見通し

2020年以降の日本社会は、新型コロナウイルスの世界規模での大流行の影響を受けて、大きな変化を余儀なくされる。

感染の拡大により、経済活動の自粛が間欠的に要請される事態が一定程度続く可能性が高い。これにより大恐慌以来といわれる深刻な経済不況が発生し、企業の倒産や失業の増加が危惧される。東京2020大会の2021年への延期がどのように影響するかは不確定要素の1つである。その一方で、この危機をテレワークやオンライン診療、オンライン学習の推進など、社会構造の変革につなげていくべきだとの意見も出されている。

メディア環境の変化に目を転じると、スマートフォンを主とするコミュニケーション形態が若年層を中心に進展し、今後はより高い年齢層にもそれが広がっていくことが見通せる。5Gサービスの開始はこうした動向を一層加速する可能性があり、インターネットを通じた動画配信サービスの伸長、NHKテレビの常時同時配信の影響も考慮に入れる必要がある。こうした影響を受けて、テレビ視聴時間やラジオ聴取時間の減少傾向の継続は避けられないと思われる。

2. 民放が直面する事態と民放連施策

上記の社会変容や、通信・放送の融合と言われるメディア環境の変化を踏まえると、民放ビジネスは、①深刻な不況により消費行動が低迷し、広告費全体が縮小する、②インターネット広告への広告費シフトが継続する——の2つの要因によって、私たちが何の対策もとらなければ、過去に経験したことのない減収に直面する可能性が高い。

一方で、危機はチャンスにもなりうる。緊急事態宣言下ではテレビやラジオの視聴量・聴取量が増加した。民放各社は新型コロナウイルスに関する積極的な報道と分析、感染予防のための生活行動変容の呼びかけ、ストレスの緩和につながる健全な娯楽番組を提供し続けている。放送を通じて地域社会を支援する取り組みは全国の民放に広がった。こうした放送をしっかりと続けることは、感染の恐れと隣り合わせの不安な生活を続ける視聴者・リスナーに民放の存在を再評価してもらうきっかけにもなる。また、感染症対策の徹底が業務や働き方の見直しにつながっている側面があることも見逃せない。

第1期の民放連施策は、民放の存在意義を否定するような規制改革推進会議の動きを直接のきっかけとしたものであった。第2期の民放連施策は、新型コロナウイルス感染拡大やメディア環境の変化による危機を自ら克服する方向性を、放送局間の可能な範囲での連携と協調を通じて見出していくことをめざして策定する。

Ⅱ. 具体的な取り組み案 (6本柱・33項目)

1. 放送に対する国民・視聴者の信頼の確保

(1) 新型コロナウイルスへの対応

① 感染予防に役立つ、信頼できる情報提供の継続

- ・ 各社の取り組みを共有することなどを通じて、感染予防に役立つ、信頼できる情報提供の継続を支援する。
- ・ 感染者や医療従事者および医療機関、また、流通や販売などの不可欠な社会基盤を担う人たちに対する差別や偏見を防ぐための方策を検討する。

② 放送活動を通じた地域社会支援の推進と、民放各社の取り組みの集約・広報

- ・ 店舗営業や文化・芸術活動、スポーツイベントの自粛による社会の停滞を徐々に解消していくために、放送での呼びかけを通じて地域の一体感や安心感を醸成することへの期待があるのではないか。実際、会員各社で社会支援の取り組みが増えており、民放連としてこうした取り組みを奨励し、放送の存在意義を国民各層に意識づける好機といえる。
- ・ 会員各社が実施している多様な取り組みを民放連が集約し、▽視聴者・聴取者向けの事例は一般ページに迅速に掲載し広報、▽テレワークの導入や21年度採用など事業運営に関する事項は会員ページ等で詳細情報を共有、をさらに進める。

③ 行政に対する政策や制度運用に関する要望

- ・ 会員社の安定的な事業運営に資する制度面の要望を行う。すでに、放送番組審議会の弾力的運用で総務省の回答を得た。

④ オンライン等による研修会・セミナーの開催

- ・ コロナウイルス感染が蔓延していることを想定して、主催する研修会・セミナー等についてオンラインによる開催など適切な方法で実施する。

⑤ 感染症対策に重点を置いた放送事業継続計画の充実

- ・ 今般の民放事業者の新型コロナウイルス感染症対策を検証し、課題を洗い出す。会員社が感染症対策に重点を置いた放送事業の継続計画（BCP-B=Business Continuity Plan of Broadcasting）の充実を図る際に有用な情報提供を行い、次の危機に備える。

⑥ 新型コロナウイルス感染症対策におけるテレビ、ラジオの役割への視聴者・聴取者の評価の把握

- ・ テレビ、ラジオメディアやそこで提供される情報や報道が視聴者・聴取者にどう受け止められ、どのように活用されたのか、またはどのような感情や意識変化をもたらしたのかについて継続的なリサーチを行う。

(2) 放送倫理の向上

① 次代を見据えた民放連放送基準の見直し

- ・ 制定50年を迎えた放送基準について、前年度は見直しの項目を洗い出した。本年度

は通信・放送の融合という環境変化も勘案して、必要な見直しに着手する。

② 考査情報の共有の推進

- ・ 前年度に引き続き、特にローカル社の考査業務に資する情報を民放連ウェブサイトでの情報提供を行うとともに、各地区考査会議・各社単位の研修会への講師派遣にも積極的に対応する。また、ＢＰＯ放送倫理検証委員会で「番組と広告の識別」をめぐる事案が審議されていることも踏まえ、番組制作・考査における留意点などについて検討し、各社との情報共有を進める。

③ 視聴覚障害者等向け放送のさらなる充実

- ・ 字幕放送など視聴覚障害者等向け放送について、「放送分野における情報アクセシビリティに関する指針」（行政指針）で定められた普及目標を達成するための各社の取り組みを支援するとともに、効率的な制作・運用のあり方を研究する。
- ・ 字幕付きCM普及推進協議会（民放連、日本アドバタイザーズ協会、日本広告業協会、で構成）の取り組みを継続、発展する。

④ 番組審議会の運営に関する情報共有

- ・ 番組審議会のポータルサイトを通じて、各社の番組審議会の真摯で闊達な議論を対外的にアピールするとともに、各社の番組審議会の取り組みを全社で情報共有し、各社の運営に役立てる。

⑤ ＢＰＯと各社の取り組みの連携と情報発信

- ・ 番組と広告の識別に関する放送倫理検証委員会での審議が続いていることや、過去と同様の事例が繰り返し審議入りしていることを踏まえ、委員会決定の趣旨などを確認するとともに、民放各社の取り組みをＢＰＯに理解してもらうため、ＢＰＯの各委員会との意見交換を行う。

⑥ 憲法改正国民投票法改正への対応

- ・ 国民投票法の改正が国会で議論される際には、民放連で取りまとめた考え方に基づき、必要な対応を進める。

⑦ 報道・ジャーナリズムに関する研修会等の連続開催

- ・ 災害放送、公衆衛生、裁判員制度などをテーマにした会員社対象の研修会やシンポジウムを開催する。

(3) サイバーセキュリティ対策の強化

- ・ 2021年の東京オリンピック・パラリンピックに向けて取り組みを強化。
- ・ テレワークなどのセキュリティ対策への対応。

(4) 番組製作委託取引に関する法令遵守の徹底

- ・ 会員各社における下請法や独占禁止法ガイドライン等の理解を深め、遵守を徹底するよう、引き続き全社説明会などを通じて求めていく。

2. 通信・放送融合への対応

(1) 技術革新が民放事業に及ぼす影響の研究

- ・ ローカル局に対するデジタル関連の情報提供が主眼。キー局の議論や危機意識、情報などを民放連の会合で提示してもらい、会議情報としてローカル局に伝える。会議として結論をまとめるものではない。
- ・ 会議体は放送計画委員会の下部組織、もしくは放送計画委員会と技術委員会の共管とする。

(2) 放送番組のインターネット配信に関する著作権制度改正への対応

- ・ 規制改革推進会議の答申を受けた、文化庁著作権分科会での同時配信等の権利処理に関する著作権法改正の議論の本格化に対応する。
- ・ 2019年度に見逃し配信の権利処理ルールについて権利者団体（音楽、レコード）と合意したことを踏まえ、会員社への情報提供と理解増進を早期に進める。
- ・ 前項以外の見逃し配信の権利面の課題についても検討する。
- ・ 世界知的所有権機関（WIPO）での放送条約（同時配信・異時配信の保護等）の検討への対応を継続する。

(3) 2035年の放送ビジョンの研究

- ・ 研究所がすでに本年度研究テーマに掲げている。中長期的な放送の将来ビジョンを多角的に検討する。

(4) 放送の二元体制の維持・発展

- ・ 公共放送のあり方に関する総務省の検討の本格化に伴い、放送の二元体制の維持・発展の観点から必要に応じて意見を表明する。

(5) 海賊版など違法コンテンツ対策

- ・ 「放送番組の違法配信撲滅キャンペーン」を継続し、啓発スポットの集中放送・配信などを実施する。

(6) ネット・デジタル分野での事業拡充による放送の媒体価値向上

- ・ 「民放のネット・デジタル関連ビジネス研究プロジェクト」を再開する。

3. 放送広告の価値向上

(1) 媒体データのあり方に関する検討・研究

- ・ テレビ視聴指標研究プロジェクトチームを継続設置する。

4. 放送コンテンツの海外展開

(1) コンテンツ海外展開委員会の新設

- ・ 「世界における日本の放送コンテンツの価値向上」「ローカル局の業務支援」「国による継続的・安定的な財政支援の確保」といった従来の取り組みを継続・強化するために、新たに「コンテンツ海外展開委員会」を設置する。

(2) TIFFCOMの見直し・強化

- ・ 日本で唯一の国際コンテンツ見本市「TIFFCOM（ティフコム）」が今年から抜本改革を行うのに合わせ、TIFFCOMを活用した会員各社の海外展開の推進方策を検討する。

5. ラジオの将来

(1) 経営効率化の観点によるラジオの未来経営に関する調査研究

- ・ 経営の効率化、ビジネス拡大、番組制作支援等の観点から、ラジオの未来経営に関する調査研究を行う。

(2) AM放送の停波に関する実証実験への対応

- ・ 実証実験の実施内容が2020年秋に公表される予定であることを踏まえて、適切な実施内容となるよう総務省および関係者と調整を行う。

6. 放送事業運営の効率化、適正化（特にローカル局の業務支援）

(1) 収益認識会計基準の適用開始への対応

(2) 会員各社における働き方改革の円滑な実施

(3) 人材採用支援事業

(4) ローカル局の経営基盤強化に関する研究

① ローカルテレビ経営プロジェクトの設置

② ローカル民放経営研究会の開催

■ 会員社の業務支援等のために事務局で検討する施策

(a) 会員社への情報提供機能の強化

- ・ 会員各社に発送している文書の電子化を2020年度に試行的に実施する。
- ・ 保存文書・資料などの電子化・アーカイブ化
- ・ Web会議・セミナー設備の充実

(b) 民間放送事業に関する国民・視聴者への広報PR

- ・ 民放連ウェブサイトにおける情報発信の強化
- ・ 大学への寄付講座の設置

以 上